

第3章 危険物規制審査基準（資料編）

第1 建築関係資料

1 耐火構造

耐火構造（建築基準法第2条第7号）とは、壁、柱その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準（建築基準法施行令第107条）に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1399号）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(1) 耐火性能（建築基準法施行令第107条）に関する技術的基準

ア 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。（建築基準法施行令第107条第1号）

表3-1-1

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間
床		1 時間	2 時間	2 時間
はり		1 時間	2 時間	3 時間
屋根		30分間		
階段		30分間		
1 この表において、建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする、 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。 3 この表における階数の算定については、建築基準法第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。				

イ 壁及び床にあつては、これらに通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。（建築基準法施行令第107条第2号）

ウ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるとき裂その他の損傷を生じないものであること。（建築基準法施行令第107条第3号）

(2) 耐火構造の構造方法は、別添「耐火構造の構造方法」（平成12年建設省告示第1399号）のとおりである。

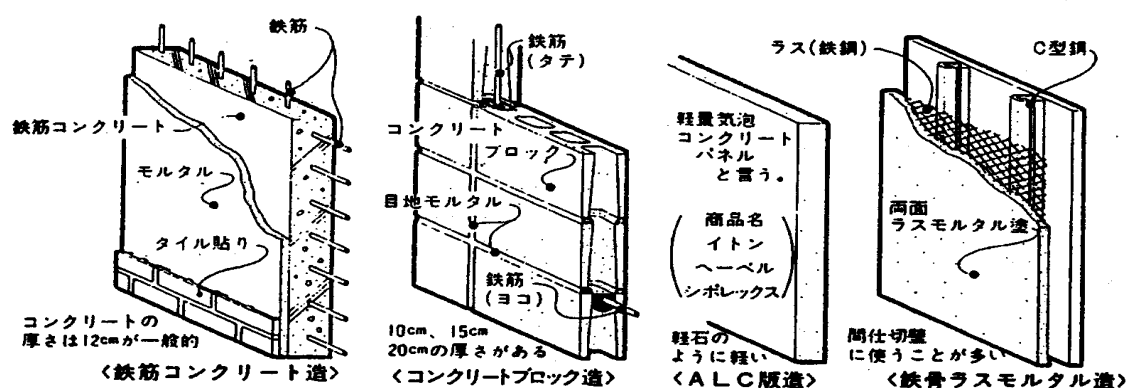


図3-1-1 耐火構造

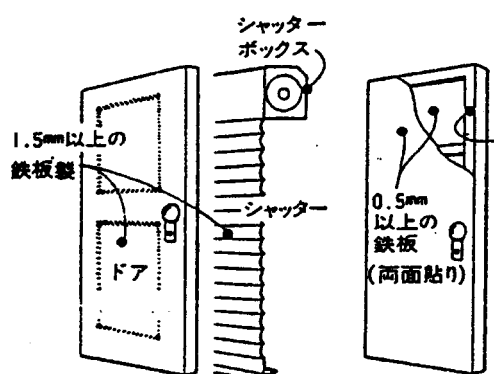


図3-1-2 特定防火設備

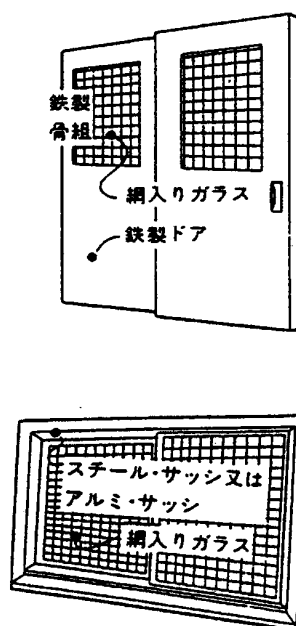


図3-1-3 防火設備

2 床面積の算定

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

ア ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

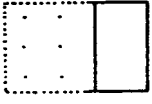
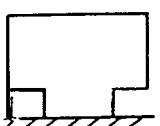
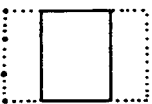
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

図 3 - 1 - 4

イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

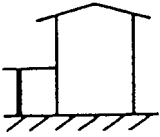
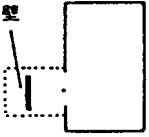
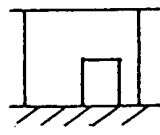
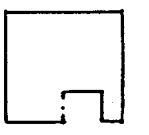
	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

図 3 - 1 - 5

ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有し内門型の建築物は、アのピロティに準ずること。

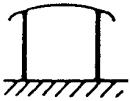
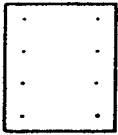
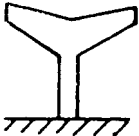
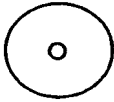
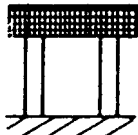
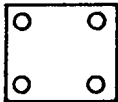
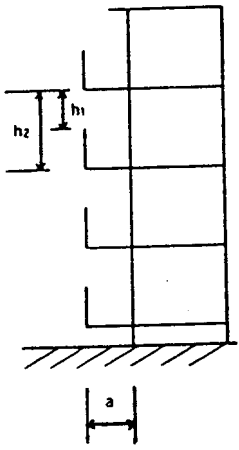
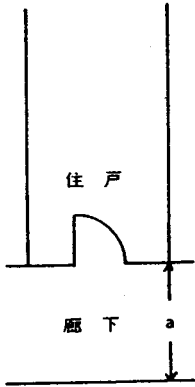
	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公 共 用 歩 廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘 型				
壁 を 有 し 内 門 型				

図 3 - 1 - 6

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1メートル以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2メートルまでの部分を床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該廊下の天井の高さ a : 当該廊下の幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定に条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しない。ただし、幅2メートル（芯々）を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2メートルを超える部分は床面積に算入すること。

図3-1-7

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準ずること。

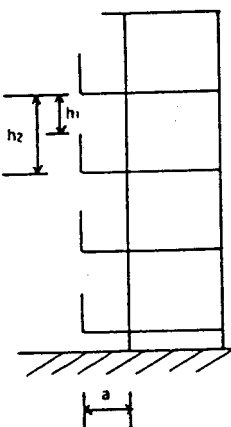
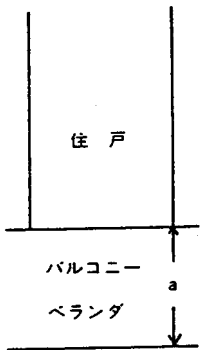
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a : 当該バルコニー・ベランダの幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

図3-1-8

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

- (ア) 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。
- (イ) 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1メートル以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること

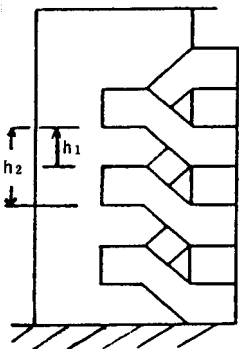
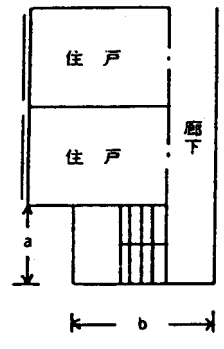
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \{ 2 (a + b) \}$ で、 $h_1 \geq 1.1\text{m}$かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1：当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2：当該階段の天井の高さ	左記以外の部分

図 3－1－9

キ エレベーターシャフト

原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

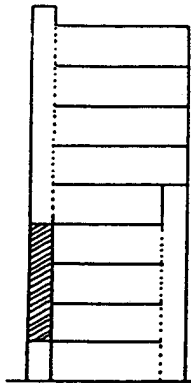
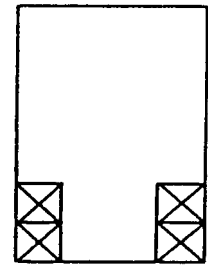
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		乗降口がない部分 高層階専用エレベータで、乗降口のない低層階部分の場合など	左記以外の部分

図 3－1－10

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

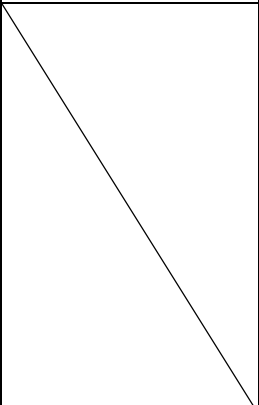
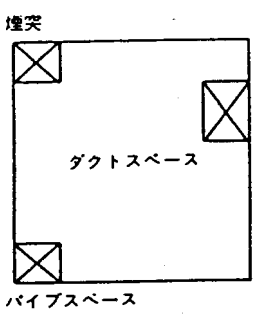
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		煙 突	ダクトスペース パイプスペース

図 3 - 1 - 11

ケ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

- (ア) 下端の床面からの高さが、30センチメートル以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50センチメートル以上突き出ていること。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

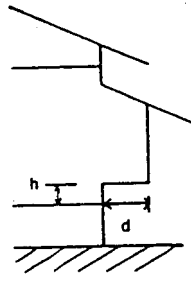
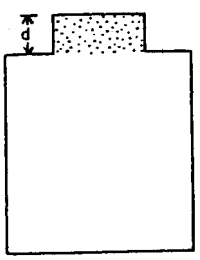
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ かつ見付け面積の $1/2$ 以上が窓であるもの h : 下端の床面からの高さ d : 周囲の外壁面からの水平距離	左記以外の部分

図 3 - 1 - 12

コ 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は算入しない。

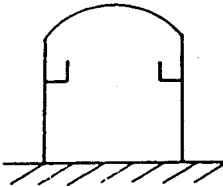
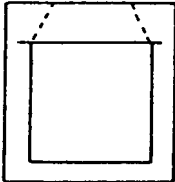
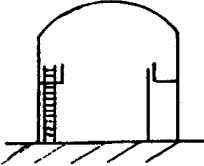
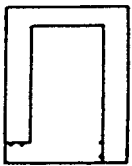
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の部分
			

図 3 - 1 - 13

サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

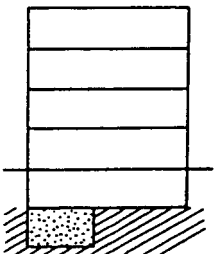
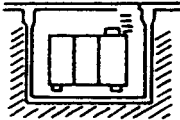
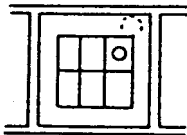
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
 		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の部分

図 3 - 1 - 14

(2) 危険物倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

3 階の算定

消防用設備等の設置にあたっての階数の算定は、建築基準法施行令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

（注） 床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次の各号に該当するものについては、階とみなさないものとし、かつ、その部分は面積に算入しないこと。

ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれ2分の1未満とすること。

なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4メートル以下とすること。

イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4メートル以下とすること。

- (3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

別添

○耐火構造の構造方法を定める件

(平成十二年五月三十日)

(建設省告示第千三百九十九号)

最終改正 令和三年 六月二日国土交通省告示第五四六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号へ及び第五号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。）、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。）で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ヘ 木片セメント板の両面に厚さ一センチメートル以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が八センチメートル以上のもの

ト 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが七・五センチメートル以上のもの

- チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが十二センチメートル以上であり、かつ、肉厚が五センチメートル以上のもの
- 二 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とするか、又は次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの
- ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが四センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
- ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが四センチメートル以上のもの
- ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が七センチメートル以上のもの
- ヘ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の（１）から（３）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
- （１）強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもの
- （２）強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十六ミリメートル以上のものの上に厚さが八ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもの
- （３）厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
- 三 令第百七条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。
- 四 令第百七条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第一号に定める構造とすることとする。
- 五 令第百七条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 第二号イからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第二号へ（１）から（３）までのいずれかに該当する防火被覆（屋外側の防火被覆が（１）又は（２）に該当するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限り。）が設けられた構造とすること。

六 令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）の両面に厚さが三ミリメートル以上の繊維強化セメント板（スレート波板及びスレートボードに限る。）又は厚さが六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が三・五センチメートル以上のもの

七 令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、前号に定める構造とすることとする。

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ並びに第三号ニ及びヘに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が三時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、小径を四十センチメートル以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル（軽量骨材を用いたものについては七センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル（軽量骨材を用いたものについては八センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

二 令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 小径を二十五センチメートル以上とし、かつ、次の（１）から（３）までのいずれかに

該当する構造とすること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。）
 - (2) 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの
 - (3) 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- ハ 鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。以下同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。以下同じ。）で除した数値が六・七以上のH型鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円筒鋼管に限る。）に次の（1）又は（2）に該当する防火被覆が設けられたもの
- (1) 厚さが五十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）
 - (2) 厚さが五十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

三 令百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の（1）から（4）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 吹付け厚さが三十五ミリメートル以上の吹付けロックウール（かさ比重が〇・三以上のものに限る。）
- (2) 厚さが二十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）
- (3) 厚さが二十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）
- (4) 厚さが三十五ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

へ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第三 床の構造方法は、次に定めるもの（第二号ホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の表面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

二 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが四センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ニ 厚さが百ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。）が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第四 はりの構造方法は、次に定めるもの（第二号ニ及び第三号ニに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これら

に類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル（軽量骨材を用いたものについては七センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル（軽量骨材を用いたものについては八センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ハ 鉄骨を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

二 令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の（1）又は（2）に該当する防火被覆が設けられたもの。

（1）厚さが四十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0・三五以上のものに限る。）に限る。）

（2）厚さが四十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0・一五以上のものに限る。）に限る。）

三 令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の（1）又は（2）に該当する防火被覆が設けられたもの

（1）第二第三号ニ（1）又は（2）に該当するもの

（2）厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）に限る。

ホ 第二第三号へに定める構造

へ 床面からはりの下端までの高さが四メートル以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

第五 令第百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第二号及び第七号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 たるきを断面の幅及び高さが、それぞれ、五十ミリメートル及び百ミリメートル以上の鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が二・三以上のH形鋼及び溝形鋼並びに鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上のリップ溝形鋼及び角形鋼管に限る。）で造り、これに次の（1）又は（2）のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、野地板に厚さが二十五ミリメートル以上の硬質木毛セメント板又は厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を使用し、厚さが〇・三五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板でふいたもの

（1）吹付け厚さが二十五ミリメートル以上の吹付けロックウール（かさ比重が〇・二八以上のものに限る。）

（2）厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）

三 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

四 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

五 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ四センチメートル以上のもの

六 軽量気泡コンクリートパネル

七 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第六 令第百七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第五号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

- 二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造
- 三 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造
- 四 鉄造
- 五 けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和三十九年建設省告示第千六百七十五号は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する建築物の部分で、この告示による改正前の昭和三十九年建設省告示第千六百七十五号に適合しているものについては、この告示の施行後も、なお耐火構造であるものとみなす。

附 則 （平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七七号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレート、石綿パーライト板、石綿を主材料とした断熱材又は石綿ケイ酸カルシウム板を用いる外壁で、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千三百九十九号の規定に適合するものは、改正後の平成十二年建設省告示第千三百九十九号の規定に適合するものとみなす。